

将来の逸失利益の算定における中間利息控除の割合：  
固定法定利率を採用するアメリカ・ジョージア州に  
おける議論を参考として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 尾島, 茂樹 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/17827">http://hdl.handle.net/2297/17827</a>

## 将来の逸失利益の算定における中間利息控除の割合

— 固定法定利率を採用するアメリカ・ジョージア州における議論を参考として —

尾 島 茂 樹

- 一 はじめに
- 二 ジョージア州における中間利息控除
- 三 若干の検討
- 四 おわりに

### 一 はじめに

将来の逸失利益について損害賠償請求がなされる際、その賠償が一括賠償<sup>1)</sup>として支払われるとすると、将来、受けるべき利益を現時点で受領することとなり、利益を受けるべき時点と現時点との間の利息が過剰に賠償されることとなる。言い換えれば、損害賠償を得た被害者は、現時点で得た金銭を投資することにより、利益を受けるべき時点までにその金銭を増やすことができる。したがって、将来の損害の賠償については、その増加分をあらかじめ減額し、現在価額に評価し直して賠償額とするのであり、この減額を一般に中間利息控除と呼んでいる。

中間利息控除のあり方については、古くは、毎年の利益<sup>2)</sup>ごとに控除するか（複式）、それらを稼働最終年に一括して受領したとして控除するか（単式）、あるいは、単利で控除するか（ホフマン式）、複利で控除するか（ライブニッツ式）、といったことが問題とされてきたが、最高裁は、複式ホフマン式、ライブニッツ式のいずれも不合理<sup>3)</sup>

ではないとしている。<sup>4</sup> なお、この問題については、東京・大阪・名古屋の各地方裁判所による共同提案がライブニツツ式の採用を提言したことにより、実務的にはほぼ収束した。<sup>5</sup>

中間利息控除の割合（利率）については、従来から、民事法定利率（民法四〇四条）として規定される年五パーセントとするのが通例であった。ただ、高度成長期にインフレーション（以下、たんに「インフレ」という）が進行了た際、インフレを損害賠償額に反映させる方策として中間利息控除の割合を引き下げるべきだとする議論があった。<sup>6</sup> これに加え、バブル経済崩壊後の超低金利を背景として（ただし、これのみを理由とする場合は、中間利息控除の割合の問題を正しく理解していないことを指摘しておく）、<sup>7</sup> 年五パーセントの民事法定利率による控除が「引き過ぎ」であるという主張がなされるようになり、一部の下級審裁判例でも年五パーセントに満たない割合を採用するなど、<sup>8</sup> 中間利息控除の割合に関する議論が注目されていた。なお、前記の東京・大阪・名古屋の各地方裁判所による共同提案は、中間控除利息の割合として年五パーセントを提案している。<sup>9</sup>

この問題に関し、近時、最高裁は、<sup>10</sup> 控除割合を年三パーセントとした原審判決を破棄するにあたり、「我が国では実際の金利が近時低い状況にあることや原審のいう実質金利の動向からすれば、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は民事法定利率である年五%より引き下げるべきであるとの主張も理解できないではない。しかし、民法四〇四条において民事法定利率が年五%と定められたのは、民法の制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年五%の利息を生ずべきものと考えられたからである。そして、現行法は、将来の請求権を現在価額に換算するに際し、法的安定及び統一的处理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している。例えば、民事執行法八八条二項、破産法九九条一項二号（旧破産法（平成一六年法律第七五号による廃止前のもの）四六条五号も同様）、民事再生法八七条一項一号、二号、会社更生法一三六

条一項一号、二号等は、いずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価額に換算すること  
を規定している。損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するについても、法的安定  
及び統一的処理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率により中間利息を控除することを予定してい  
るものと考えられる。このように考えることによつて、事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合につ  
いての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争の予防も図  
ることができる。上記の諸点に照らすと、損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算  
するために控除すべき中間利息の割合は、「民事法定利率によらなければならないというべきである」と判示し、中  
間利息控除の割合として年五パーセントを採用することを明らかにした。<sup>[12]</sup> この判決を契機として公表された論稿で  
は、最高裁の考え方に反対する見解が多いように見られる。

この問題について、外国に目を転じてみると、アメリカにおいては、かなりの議論の蓄積があり、判決も数多く下  
されている。そして、わが国においても、それらの議論は、すでに紹介されたことがある。<sup>[13]</sup> ただ、アメリカにおけ  
る通常の議論では、そもそも法定利率が定まっておらず、事実としての損害の金銭評価の一環として中間利息控除  
の割合が問題となっている点で、わが国の問題状況とは、大きな隔たりがある。<sup>[14]</sup>

ここで、アメリカにおける従来の議論を簡単にまとめておこう。先に見たとおり、アメリカにおいては、中間利  
息控除は、事実の問題として扱われている。その上で、伝統的に裁判所は、インフレが考慮するにはあまりに複雑・  
不確実になるとして、それを無視してきた。<sup>[15]</sup> しかし、損害賠償の目的が、原告（被害者）を事故がなかったのだ  
れば、あったであろう状態に置くことだとすれば、事故がなければ賃金は疑いなくインフレにより上昇するとい  
う理由から、一九七〇年頃からほとんどの裁判所は、陪審がインフレを考慮することを認めた。<sup>[17]</sup> その方法は、①イン  
フレ等を考慮し賃金を上昇させて生涯賃金を計算した上、インフレを考慮した率で中間利息を控除する方式（両者

考慮方式<sup>[18]</sup>、②インフレと中間利息控除が全体として相殺されるとし、いずれも考慮しない方式(全体相殺方式)<sup>[19]</sup>、③名目金利(市場金利)とインフレ率の動向から実質金利を予測し、実質金利(通常、年一パーセントから三パーセント)による中間利息控除を行う方式(実質金利方式)<sup>[20]</sup>の三つに分類される。<sup>[21]</sup>以上のような議論を踏まえ、不法行為法第二次リステイトメント(RESTATEMENT OF THE LAW SECOND, TORTS 2d)は、逸失利益の算定において中間利息控除を行うことを定め、その際、インフレを考慮しないのを原則とするが、インフレという問題点があることを陪審に説示してもよいとし、さらには、中間利息控除とインフレの両者を考慮して、何もしない判決がある(②の全体相殺方式の判決を指す)ことに言及していた。

合衆国連邦最高裁判所は、①の立場をとるジョーンズ(Jones)<sup>[23]</sup>判決において、排他的な唯一の方式は存在しないと、唯一の方式を確立することを拒んだけれども、簡明性を理由として全体相殺方式が魅力的だとも述べていた。他方、近時の学説には、①の立場から、インフレ率と中間利息控除率を専門家の鑑定に委ね、いずれも行うべきだとするもの<sup>[24]</sup>、②の立場から、簡明性から全体相殺方式を「あり得る近道」だとするもの<sup>[25]</sup>、③の立場から、実質金利が割引率であるべきだとするものが見られ、従来からの学説の対立は、解消されていない。その後の学説の議論のあり方としては、いかに経済的理論的に「正しく」中間利息控除をするかに議論が向かっているので、先に示したわが国の最高裁判決と比べると、議論の方向の相違も極めて大きいといえる。

ところで、アメリカにおいては、不法行為については、原則として州法が適用されるから、州法に中間利息控除に関する規定があれば、まず、その規定が適用されることになる。先に述べたアメリカにおける一般的な議論とは前提が異なり、アメリカ・ジョージア州には、損害賠償請求における損害額の中間利息控除の割合を年五パーセントと法定する立法がある(以下、これを、「中間利息控除法定利率」と呼ぶことにする)<sup>[26]</sup>。加えて、ジョージア州では、この立法がなされる以前から、年七パーセントと規定された任意規定としての法定利率(以下、これを、たん

に「法定利率」と呼ぶ)を中間利息控除の割合に採用できるか否かについて議論があった。この点で、わが国の現在の状況に極めて類似している。そこで、本稿では、中間利息控除の割合の問題について、さらに比較法の観点から光を当てため、ジョージア州における議論を紹介し、わが国における議論の参考とすることを目的とする。<sup>[30]</sup>

## 二 ジョージア州における中間利息控除

### 1 概説

ジョージア州法は、不法行為 (Torts) の損害賠償 (Damages) の総則規定 (General Provisions) として「将来の収入、年金、あるいは金銭額の現在価値の決定 (Determination of present value of future earnings, annuity, or amounts)」と題し、「事実認定者 (the trier of fact)<sup>[31]</sup> が将来の収入、年金、あるいは金銭額の現在価値を決定するときは、年五パーセントで計算された利息を基礎として、その同額を控除することにより現在価値とすることが合法である (shall be lawful)」と規定する (一九七〇年に立法された)<sup>[32]</sup>。ジョージア州における中間利息控除のあり方は、この立法がなされた一九七〇年以前と以後に大きく大別することができる。以下では、時系列に従って、一九七〇年以前の状況、中間利息控除法定利率の立法、一九七〇年以後の状況を概観する。<sup>[33]</sup>

### 2 ジョージア州における中間利息控除の変遷

#### (一) 一九七〇年以前の状況<sup>[34]</sup>

ジョージア州における法定利率の歴史は古い。アメリカ合衆国建国より前の一七五九年以前、立法府は、年八パーセントを法定利率として定めていた。この立法の目的は、すべての金融取引に対し法定利率を明確にし、暴利を防

止することにあった。この意味では、利息制限法的性質を合わせもつていたことになる。しかし、一八七三年、ジョージア州議会は、この法定利率を、年七パーセントとするとともに、書面により異なる利率が表示されない場合に限り適用されるものと定義し直し、明確に、任意規定としての法定利率が規定されることになった。その後、この規定は、数次の改正を経て現在に至っているが、利率とともに、その規定の基本的性質にも変更はない。<sup>[37]</sup>

他方、当初は、中間利息控除の割合を直接定める規定がなかったので、裁判所は、関連する制定法として法定利率の規定を参照するようになったが、法定利率は、中間利息控除の割合そのものを法定したのではないという点に議論の余地を残していた。<sup>[38]</sup>

一八九五年、ジョージア州最高裁判所 (Supreme Court of Georgia) は、次のような判決を下し、中間利息控除の問題についての議論を方向付けた。すなわち、事実審裁判官が陪審に対し中間利息控除の割合として年六パーセントを用いるように説示した判決につき被告が上告したのに対し、ジョージア州最高裁判所は、年六パーセントを説示したのは誤りであり、法定利率である年七パーセントが適切な割合であるとした。その理由は、書面による契約により異なる利率が定められない限り、ジョージア州においては年七パーセントが法定利率であり、他の利率による利息の計算は、全く恣意的である、と説明されている。この判決は、後の判決によつても追認された。<sup>[41][42]</sup>

ところで、あるべき中間利息控除の割合について、現在まで、投資リスクという観点では、二つの立場がある。これらは、被害者への過剰賠償を解消するという中間利息控除の目的に照らすと、中間利息控除の割合は、被害者の損害賠償金についての投資のあり方に大きく依存する、とする点で共通するものの、一つは、投資の際の重要な要素は、投資のリスクであるとし、将来の収入は、経済状況と被害者の健康状態に依存しているから、かなりリスクが大きいので、中間利息控除は、リスクある投資の利率に基づいてなされるべきだという。これに対し、もう一つは、将来の収入の不確実性とは無関係に、リスクのない投資の利率によりなされるのが、適切であると主張する。

この問題に関し、連邦裁判所は、リスクのない投資の利率を基準とすべきだとした。<sup>[43]</sup> 不<sup>13</sup>ない投資の利率は、年約四パーセント程度であり、年七パーセントによる中間利息控除は、かなりの高率であったことが指摘されている。<sup>[44]</sup> ただ、これは、いわば当然であるとされている。すなわち、年七パーセントの法定利率は、特に利率を定めな<sup>14</sup>いときの金銭消費貸借に付されるべき利息の利率を意図している。このような取引における利息は、①リスクを含まない財産投資としての利息、②不履行リスクに対する保険料、③履行期限遅滞に対する運用コストに対する手数料の三つの構成要素からなる。これに対し、リスクのない投資は、三つのうち①のみで構成されるからである、と説明される。<sup>[45]</sup>

こうして、リスクのない投資の市場金利が法定利率を下回ることが常態化することになり、中間利息控除の割合が大きすぎるとい<sup>15</sup>う批判がなされたのを受け、一九〇〇年代に入<sup>16</sup>って、下級審裁判所は、必ずしも年七パーセントに拘らない判断を取り始めた。<sup>[46]</sup> その一つであるタウンSEND (Townsend) 判決は、その結論を導くに当たり、合衆国連邦最高裁判所 (Supreme Court of the United States) の判決を引用した上で、次のように説明している。すな<sup>17</sup>わち、中間利息控除の割合を定めるにあ<sup>18</sup>たつては、当該事件に関するすべての事実と状況を考慮することになり、地域的な条件が無視されるべきではなく、したが<sup>19</sup>って、必然的にその割引は、一般に法定利率と呼ばれる利率によ<sup>20</sup>つてなされるべきではない。法定利率は、金融上の経験と技能を行使しなければ得られないであろうような利率であり、これに対して、損害賠償における控除割合は、そのような技能なしに得られる利益を基礎とすべきである。こ<sup>21</sup>こで決められるべきものは、この場所で、この時に、安全な投資に基づいて得られる利益の問題であり、陪審は、適切な計算方法により、現在価額へと割引計算をする権限がある、と。タウンSEND判決の事案は、連邦雇用者責任法 (Federal Employer's Liability Act) に基づく訴訟を扱うものであり、連邦の判決を参照しやすかつたとの指摘があるが、い<sup>22</sup>ずれにしても、この後、連邦法による事件では、下級審裁判所は、法定利率を適用しなくな<sup>23</sup>ったので、

ジョージア州においては、おもに州法による事件と連邦法による事件とで取り扱いが分かれ、法定利率の年七パーセントによる処理がなされる事件とそれ以外の事件が混在することになった。<sup>[51]</sup>

この問題は、結局、一九三一年、ジョージア州最高裁判所の判決により明確な決着を見ることがとなった。すなわち、ジョージア州法に基づいて提起された不法行為訴訟であるこの事件において、事実審判官が陪審に対し中間利息控除の割合として公平だと信ずる利率を用いることができる<sup>[52]</sup>と説示したのに対し、この最高裁判決は、州法による事件と連邦法による事件とを区別し、連邦法による事件では実際の金融市場の状況を考慮して柔軟に中間利息控除の割合を定められるのに対し、ジョージア州法による事件では州法が支配すべきであるとし、先に述べた初期のジョージア州最高裁判所判決を引用して、年七パーセントの法定利率を用いるべきだと結論づけた。<sup>[53]</sup>この判決以降は、法改正がなされる一九七〇年まで、州法による事件では、ほぼ異論なく年七パーセントが用いられた。<sup>[54]</sup>

## (二) 一九七〇年中間利息控除法定利率の立法

一九三一年の最高裁判決以降、中間利息控除の割合に関するジョージア州法の取り扱いは、明確となった。すなわち、中間利息控除の割合として、ジョージア州法に基づく事件では年七パーセントが適用され、連邦法に基づく事件では実際の金融市場の状況を考慮して柔軟に定められることになったのである。しかし、一九七〇年、州議会は、中間利息控除の割合を定める立法をし、それを年五パーセントと定めた(中間利息控除法定利率)。<sup>[55]</sup>その背景としては、連邦法による事件と州法による事件の分断に加え、先に見たように、州法による事件において中間利息控除の割合として法定利率である年七パーセントが採用されていた時、連邦法による事件においてあるべき中間利息控除の割合とされた市場におけるリスクのない投資の利率は、それより低いのが通常であったことがある。また、逆に、一九七〇年代前半は、市場におけるリスクのない投資の利率は、年約八パーセントであり、<sup>[56]</sup>預金金利が年約

五パーセントであつた。<sup>[57]</sup> いずれにしても、この立法は、中間利息控除の割合を明示的に定めることにより、連邦法による事件と州法による事件の間で統一的な処理を行うことを目的とするとともに、さらには、従来、州法による事件では、年七パーセントで運用されてきたものを立法により年五パーセントへと引き下げる形で改定したのであるから、名目金利である年七パーセントでは高すぎるという考え方に基づくのは、間違いないところである。

(三) 一九七〇年以後の状況

一九七〇年の立法は、中間利息控除の割合として年五パーセントが使用されなければならない、と規定するのでなく、年五パーセントが「合法である (shall be lawful)」と規定した。これにより、年五パーセントがたんに許容し得る年率に過ぎないのか、採用が要求される年率なのかという問題を生じさせた。この問題につき、裁判所は、継続的に後者の立場を採用することにより、この問題に答えている。<sup>[58]</sup> たとえば、この問題を最初に明示的に扱った中間上訴裁判所の判決では、事実審で、陪審が納得できる方法で中間利息控除を行えばよいと説示され、その地域の利率が年五パーセントから七パーセントだとの証拠が採用されたのに対し、被告は、中間利息控除の割合として年七パーセントを唯一の利率として用いるべきだとする一九六七年の判決を引用し、異論を唱えたのに対し、裁判所は、議会が中間利息控除の割合として年五パーセントが用いられるように立法しているとして、その主張を認めなかつた。

また、連邦不法行為請求法<sup>[59]</sup>に基づく事件において、事実審裁判官が年九パーセントによる中間利息控除を説示したのに対し、原告が年五パーセントによる控除を求めて控訴した事件において、合衆国中間上訴裁判所 (United States Court of Appeals) は、ジョージア州法は、将来の収入を現在価額へと割り引く際の控除の割合として年五パーセントを用いるよう要求していると判示し、<sup>[60]</sup> 連邦法による事件においても、年五パーセントが適用されることが確認さ

れた。

こうして、一九七〇年以後、事実審裁判官は、連邦法による事件、州法による事件を問わず、中間利息控除の割合として制定法に定められた年五パーセントの中間利息法定利率のみを陪審に説示することができるだけになり、また、陪審は、年五パーセント以外の控除割合についての専門家の鑑定を受けてはならないことになった。<sup>(65)</sup>ただ、その後も、一部の専門家が中間利息控除の割合として年五パーセント以外の利率を主張したこともある。この理由として、一九七〇年の立法以前の連邦法の事件と州法の事件との取り扱いの違いを区別せず、一部の専門家が依然として裁判所が専門家の鑑定を受けることができる<sup>(66)</sup>と信じていたことや、一部の専門家が規定の文言の曖昧さから年五パーセントが常に要求されるとは考えなかったこと、などが指摘されている。<sup>(66)</sup>

### 3 年五パーセントを法定することに関する議論

#### (一) 他の不確実要因の存在

ジョージア州法は、中間利息控除の割合を年五パーセントと法定した。他方で、逸失利益の算定の基礎となる収入については規定がないけれども、以下に見るように、ジョージア法 (Georgia law) は、現在、収入は増加するものであるとの認識の下、損害評価の際に賃金上昇を考慮するのが妥当であることを認めている。<sup>(67)</sup>

この問題については、そもそも、当初は、インフレと賃金上昇を明確に区別していなかった点に問題があるけれども、それをしばらく留保するとしても、次のような判決がある。

まず、事実審で、将来の賃金上昇を考慮して損害額を算定した事件で、損害額が大きすぎるとして被告が上訴したのに対し、人間の経験と知識からインフレが存在するのが確実だとして、認定された金額が過剰だとはいえないとした判決がある。<sup>(68)</sup>また、事実審で同様に将来の賃金上昇を明確に考慮した専門家の鑑定を採用した事件で、損害

額が大きすぎるとして被告が上訴したのに対し、賃金上昇を考慮することを肯定し、インフレとあわせて年三・五パーセントの上昇を認めた判決がある。<sup>(69)</sup>さらには、事実審において鑑定人が年五パーセントの賃金上昇を考慮し、陪審がそれに従って損害額を算定した事件で、被告がその内容としてインフレを考慮するのが曖昧で不確定過ぎるのではないかとして上訴したのに対し、当該鑑定は、一般的な経済の傾向に適用とした判決がある。<sup>(70)</sup>ただし、これは、多数意見であり、この判決には、裁判長を含む四人の裁判官が反対した。<sup>(71)</sup>反対する裁判官は、次のように主張する。すなわち、専門家の鑑定は、経済の傾向（インフレ）に関するものと賃金に関するものに区別され、インフレは、経済動向に関わるものなので鑑定に馴染み、先行する判決でも考慮されてきたけれども、賃金上昇は、不確実性が大きく、損害賠償の算定においては考慮されてはならない、と。この反対意見の計算方式は、将来の収入は増加しないと仮定する方式であり、この方式が採用された連邦裁判所の判決から、ペンロッド・ルール（*Penrod rule*）と呼ばれていた。この方式は、賃金上昇は、考慮するには不確定過ぎるとの考慮によっており、後の連邦裁判所の判決によっても採用されているが、この追認判決における反対意見は、過去の状況から年五パーセントの賃金上昇を認めるべきだとし、賃金上昇を認めない判決について唯一確実なことは、この判決が間違っていることが確定であることであると皮肉を込めて批判していた。<sup>(74)</sup>このような経緯を経て、後に、連邦裁判所は、賃金上昇を考慮することを認めるように態度を改め、<sup>(75)</sup>現在に至っている。加えて、ジョージア州裁判所でも、賃金上昇を考慮する実務で固まっている。<sup>(76)</sup>この際、明確に区別されてはいないけれども、インフレも同様に考慮されているといえる。<sup>(77)</sup>

(二) 固定利率としての中間利息控除の割合

先に見たように、中間利息控除の割合がリスクのない投資の率によるべきだとすると、当然、この率は、その時どきによって変動していることになる。他方で、控除割合が年五パーセントと法定されているから、市場の金利動

向とは無関係に常に年五パーセントで控除されることになる。したがって、この中間利息控除は、常に、実態と合わない可能性が高い。<sup>(78)</sup>

なお、一般に、固定された利率は、中間利息控除の割合としては、相対的に高い割合であり、また、市場の利率を反映したものでなく、連邦裁判所は、法定利率を放棄する傾向にある、という指摘がある。<sup>(79)</sup>

#### 4 ジョージア州法の現状と課題—小括

ジョージア州法は、リスクのない投資の利率の徴表として、中間利息控除の割合を年五パーセントと法定したけれども、逸失利益の算定基礎となる将来の収入等の計算のあり方を法定していない。そして、将来の収入等を積算する際に、インフレ、生産性向上等にもなう将来の賃金上昇を考慮することが一般に認められてはいるけれども、その方法が法定されているわけではないので、この率をどの程度認めるかによって、認められるべき将来の損害額が大きく異なり、従って、一律に年五パーセントで控除された現在価値も、大きく異なる。結局、損害の現在価値の算定には、インフレ等による賃金の増加の割合と中間利息控除の割合の両者が必要であり、一方を法定しても、他方を法定しなければ、画一的・統一的処理はできない。

また、インフレ等による賃金の増加の割合を専門家の鑑定によって評価するとしても、中間利息控除の割合が法定されているため、実態を反映した中間利息控除が困難になっている。

### 三 若干の検討

#### 1 比較検討

以上の議論を参考として、わが国の法制度との比較を通じ、若干の検討をしてみよう。

まず、比較にあたって、ジョージア州では、直接、不法行為に基づく損害賠償の中間利息控除の割合として年五パーセントが法定されている点が指摘されなければならない（中間利息控除法定利率）。わが国で中間利息控除の割合として年五パーセントが問題となる場合は、民事法定利率を規定する民法四〇四条の適用（あるいは類推適用）の問題となる。民法四〇四条は、その立法過程の議論によれば、名目金利を定めていることに異論はない。結局、利率の性質という点では、わが国の年五パーセントの法定利率に対応するものは、ジョージア州では、年七パーセントの法定利率である。<sup>〔80〕</sup>

名目金利としての法定利率は、ジョージア州においても、中間利息控除法定利率が立法される以前には、中間利息控除の割合として用いられていたけれども、連邦法による事件との不統一性と、その割合が名目金利では高すぎるということを背景に、立法によりこの実務は廃棄された。年七パーセントが年五パーセントに引き下げられたことから、差としては、年二パーセント、割合としては、三割弱が、名目金利では高すぎると評価されたことになる。もちろん、年五パーセントとして中間利息控除の割合を法定することの問題は、基礎となる収入の算定のあり方にも影響を受けるから、この問題は、後にさらに検討する。

なお、最高裁は、「民法四〇四条において民事法定利率が年五%と定められたのは、民法の制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年五%の利息を生ずべきものと考えられたからである」としていることから、民法四〇四条の年五パーセントが名目金利を定めたものであることを前提としていることを再度指摘しておく。

つぎに、ジョージア州では、逸失利益算定の基礎となる賃金がインフレや生産性向上によって上昇することが前提とされた上で、中間利息控除の割合として年五パーセントを適用している。そして、何パーセントと特定するこ

とはできないけれども、バランス上、この年五パーセントの中には、インフレが考慮されていることを論理的前提として議論がなされている。さらに、このことは、そもそも、中間利息控除が、その趣旨から、本来は、リスクのない投資の利率によってなされるべきであることからも裏付けられる。一般に、名目金利は、実質金利とインフレ率の和であるとされる。他方、見方をかえると、先に見たように、名目金利は、消費貸借上の利率であり、消費貸借にはそれ自体に不履行リスクがあるので、名目金利は、リスクのない投資の利率と不履行リスク等（不履行・プラス・遅延コスト）の評価としての利率の和となる。逆に言えば、リスクのない投資の利率は、名目金利から不履行リスク等を控除した差となり、名目金利には、インフレ率が含まれるから、名目金利から不履行リスク等を控除した差の中には、当然、インフレ率が含まれることになる。このように、中間利息控除の割合の問題は、逸失利益算定の基礎となる将来の収入の計算方法によっても影響を受ける問題である点に注意を要する。

これに対し、わが国における将来の収入の計算のあり方は、法律に定めはないものの、将来の収入算定の基礎額として、算定する時点で固定された金額を将来にわたって用いるのが一般であるため、将来の賃金上昇が考慮されないのが原則となっている。<sup>(82)</sup> 議論の簡略化のため生産性の向上による賃金上昇を無視するとしても、インフレによる上昇が考慮されていない。他方で、名目金利である法定利率で中間利息控除をするということは、インフレ率を含んだ割合で控除することになり、論理的に問題がある。<sup>(83)</sup>

それでは、ジョージア州法のような中間利息控除の割合を法定すればよいのかというと、そうではない。本来、時間と場所によって異なり得る割合、すなわち、本来、個別の事実評価の問題である損害額算定の一構成要素として決定されるべき割合を、一律に法定すると、結果として、本来、市場の動向に左右された利率によって生じた現実と法定利率による控除が乖離することとなる。先に見たように、ジョージア州法の年五パーセントは、インフレ率を含んだ割合として定められており、経験的にインフレ率が大きく変動するものである以上、中間利息控除法定

利率と本来あるべき中間利息控除の割合の差は、大きく変動することとなる。この点は、ジョージア州の議論でも、利率を法定することの重大な問題点としてとらえられている。この意味で、インフレ率を含んだ割合を法定するジョージア州法方式の中間利息控除法定利率の定めは、妥当性を欠くと考えられる。

## 2 問題解決の方向

それでは、この問題は、どのように解決されるべきであろうか。私は、先に言及した最高裁判決の解説において、中間利息控除の割合は、実質金利によるべきことを主張した。<sup>84</sup>そこで示した理由は、主として、経済理論的な正当性と、実務における予測可能性の高さである。ちなみに、アメリカの多くの州、及び連邦の考え方は、先に見たとおり、①インフレ等を考慮し賃金を上昇させて生涯賃金を計算した上、インフレを考慮した率で中間利息を控除する方式（両者考慮方式）、②インフレと中間利息控除が全体として相殺されるとし、いずれも考慮しない方式（全体相殺方式）、③名目金利（市場金利）とインフレ率の動向から実質金利を予測し、実質金利（通常、年一パーセントから三パーセント）による中間利息控除を行う方式（実質金利方式）の三つに分類される。①では、将来の賃金上昇率とインフレ率を二重に予測しなければならぬ点で困難性が増し、不確実性も大きくなると考えられる。②では、名目金利は、実質金利とインフレ率の和であるから、中間利息控除とインフレが相殺されたとしても、実質金利分の増加が残存する。また、現実として、「リスクのない投資」は、少なくとも常になされ得るから、その分、過剰賠償となる。結局、③が理論的に正しく、かつ名目金利とインフレ率の変動がほぼ同様であることから予測可能性も高く、妥当だと考えられる。

わが国の最高裁判決が法定利率を一律に適用すべきとする最も大きな理由は、「法的安定及び統一的处理」にある。第一に、「法的安定」とは、結局、「損害額の予測可能性による紛争の予防」のため、事前に年何パーセントで

中間利息控除がなされるか決まっているべきだ、という議論である。しかし、名目金利、あるいは、インフレ率を内包するような利率のような変動率の大きい利率を固定利率として定めることの問題点は、ジョージア州法に関する議論においても強く主張されていることは、すでに見た。このことは、従来からわが国においても指摘されている<sup>[85]</sup>。このような意味ので「法的安定」は、有害である側面が強いのである。したがって、解釈論としては、明らかに名目金利を定めた民法四〇四条を中間利息控除に適用・類推適用することは、妥当でない。

ただ、立法論としては、比較的変動率が小さく、予測可能性も大きい利率については、法定することはあり得るかもしれない。アメリカにおける議論でも指摘されているように、実質利率は、通常、年一パーセントから三パーセント程度であり、変動幅は小さい<sup>[87]</sup>。事前の予測のため、実質利率を法定するということは、あり得るだろう<sup>[88]</sup>。他方、ジョージア州のように、リスクのない投資の利率を中間利息控除の割合として法定することは妥当でない。この中には、インフレ率が包含されており、変動率が大きいのである。

先に見たとおり、わが国の損害賠償実務は、逸失利益の算定に当たり、原則としてその基礎となる収入を評価時点で固定し、インフレを考慮しない<sup>[89]</sup>。したがって、中間利息控除の際にインフレを考慮しなければ、双方が相殺しあつてインフレによる影響がなくなる。厳密に言えば、これに加えて、生産性向上による賃金上昇を考慮しなければならぬけれども、不確定要素をできる限り取り除くためにこれを無視するとすれば、残る考慮要素は、実質利率となる。この意味でも、わが国の実務では、実質利率は、利用しやすい状況にある。

なお、中間利息控除のあり方が保険料率に影響し、民事法定利率の年五パーセントで算定されているから、中間利息控除は年五パーセントでなされるべきであるという主張があるけれども、これは本末転倒なのであつて、中間利息控除のあり方が変われば、それに従つて保険料率を変更すべきなのである。

第二に、「統一的处理」とは、結局、「事案ごと」に、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々

に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保」するために、年何パーセントで中間利息控除がなされるか決まっているべきだ、という議論である。しかし、「被害者相互間の公平の確保」という点では、すでに指摘されているように、<sup>90)</sup>名目金利としての法定利率を適用することで時間的な意味での被害者相互間の公平は確保されず、逆に不公平になる。また、同じ時点を基準とする被害者相互間でも、将来五年間分の逸失利益の賠償を受ける者と、将来四〇年分の逸失利益の賠償を受ける者の中間利息控除の割合を常に同じにすることが、被害者相互間の公平となるのだろうか。また、中間利息控除も、それぞれ状況が異なる種々の被害者について、事故が生じなければあったであろう状態に被害者を置くために支払われる損害額の算定の一過程であり、事実認定の一部である。その意味では、事実ごとに、また、裁判官ごとに判断が分かれても不思議ではない。このように、割り切ってしまうと、都合はないともいえる。解釈論としては、先に見たとおり、明らかに名目金利を定めた民法四〇四条を中間利息控除に適用・類推適用することは、妥当でないから、事実認定の一環として、中間利息控除の割合を裁判官が定めるを得ない。

ただ、利率は、数字で表される要素であるから、明示的に異なる利率を適用された場合、素朴な不公平感が被害者相互間に生ずることはあり得るであろう。そこで、この利率は、何らかの形で収束して行くことが望ましいといえる。たとえば、割り切った形で最高裁が指針となるような判決を下せば、実質利率は、時間的・場所的相違にもかかわらず、個々の事案ごとに大きく異なるものではないから、一定の利率に統一<sup>91)</sup>されて行くであろう。さらには、立法論として、先に見たとおり、実質利率を法定することはあり得ることであり、これにより、「事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防」ぐことが可能である。

### 3 小括

以上の検討から、先に最高裁判決に際して述べたのと同様に、<sup>192</sup>名目金利としての定められた民事法定利率年五パーセント（民法四〇四条）を中間利息控除の割合とすることは妥当でなく、解釈論としては、損害額算定の一環として実質利率が算定され、それにより中間利息控除がなされるべきであると考ええる。ただ、この利率は、事実上、一定の利率に収束することが望ましく、最高裁が指針となる判決で一定の利率を示すことによつて統一が可能であり、さらに、立法論としては、実質利率が法定されることも、あり得る選択肢であると考ええる。

### 四 おわりに

以上、事実上、「反面教師」としてジョージア州法を検討することになった。その歴史の中にわが国の現在の状況を位置づけるとすれば、ジョージア州において下級審判決が任意規定に定められた名目金利としての法定利率を中間利息控除の割合として適用しない事例が現れ始めた一九一〇年代から二〇年代の裁判例に対し、ジョージア州最高裁判所が原則として法定利率を適用すべきとした一九三一年の段階である。その後、ジョージア州では、そのような実務の問題点が認識され、一九七〇年の中間利息控除法定利率の立法に至るのだが、これについても、問題が指摘されていることは、すでに見た。

この問題は、「経済学的な正しさ」と「法学的な正しさ」の対立という側面を持つ。この問題についてのアメリカにおける通常の議論の目的は、「経済学的な正しさ」の追求にあるといえる。これに対し、わが国の最高裁は、「経済学的な正しさ」に一定の理解を示しながらも、結果としてそれを切り捨て、「法学的な正しさ」を前面に押し出す判断を示したことになる。

将来の逸失利益の算定は、予測に予測を重ね、あるいはフィクションにフィクションを重ねて行われる。その過程で、確かに「法学的な正しさ」の重要性は否定されなければならないけれども、「経済学的な正しさ」に裏打ちされた被害者の素朴な疑問は、無視することができないように思われる。この意味からも、明らかに「過剰控除」の実務を改め、中間利息控除の割合として、実質利率が用いられるように希望するものである。

注

[1] 従来、損害賠償は、被害と同時に全体として損害賠償請求権が発生すると一時金として金銭が支払われてきたけれども、逸失利益については、そもそも定期的に発生するものであるから、定期金賠償を認めるが本来の原状回復となるとして、現行法の解釈としても定期金賠償を容認する裁判例（たとえば、特殊な事情も指摘されるものの、東京地判平成一五年七月二四日判時一八三八号四〇頁。ただし、否定する裁判例も相次いでいる。大阪地判平成一六年三月二九日交民三七卷一四四五三頁、大阪地判平成一七年六月二七日判タ一八八号二八二頁参照）。学説がある（加藤一郎「損害賠償の方法」ジュリ八八六号九二頁以下参照（昭和六二年）（不法行為法研究会「日本不法行為法リステイトメント」（昭和六三年・有斐閣）所収）。定期金賠償を採用すれば、中間利息控除の問題は消滅するけれども、賠償支払額につき将来のインフレなどの事情変更による改訂が必要となる（加藤・前掲本注九二頁）点には注意を要する。なお、本稿は、一括賠償がなされることを所与の前提とするので、定期金賠償をはじめとする損害賠償のあり方そのものの問題は、扱わない。

[2] 加藤一郎「不法行為（増補版）」（昭和四九年・有斐閣）二二六頁以下、三二二頁。

[3] ライブニッツ式にも、 Hoffman 式と同様に「貨金の喪失分のように毎年や毎月発生する損害に、稼働年数たる該当期間中の利息をまとめて控除する単式と、弁済期毎に当該名義債権額に対する当該弁済期までの利息を控除する複式とがあり、さらに、一定単位期間ごとに複利で利息を控除し、右期間内の利息は単利で控除する修正ライブニッツ式がある。……現在の損害賠償計算においては、この修正ライブニッツ方式によって行われている」（安西慮「労働災害の民事損害賠償と労災保険 逸失利益の現在価額の算定方法―中間利息控除―をめぐって（その二）」労働福祉三五巻四号一四頁（昭和五九年））。

[4] 最判昭和三七年二月一日民集一六卷二二号三三六八頁、最判昭和五三年一月二〇日民集三三卷七号一五〇頁など参照。

[5] 共同提案については、判タ一〇一四号六二頁以下（平成二二年）参照。その他の問題点については、尾島茂樹「逸失利益の算定における中間利息控除の割合」<http://www.kclcx.ne.jp/commentary/data/2005-009.pdf>（平成一七年）（尾島茂樹「逸失利益の算定における中間利息控除の割合」）



- [17] GLANNON, *supra* note 16 at 373.
- [18] 代表的な判決として、*Jones & Laughlin Steel Corporation v. Pfeifer*, 462 U. S. 523, 103 S. Ct. 2541 (1983).
- [19] 代表的な判決として、*Bealieu v. Elliott*, 434 F. 2d 665 (A.C. 1967)。マインソカ州の判決であるが、現在では「立法により、原則として中間利息控除を行うけれども、両当事者がボリーリウ (Bealieu) 事件で採用されたルールの下で将来の損害額が計算されることに同意した場合に限り、当該条文が適用されない」という (A.K. ST. §09, 17, 040)。
- [20] 代表的な判決として、*Doca v. Marina Mercante Nicaraguense, S. A.*, 634 F. 2d 30 (2nd Cir. 1980), *O'Shea v. Riverway Towing Company*, 677 F. 2d 1194 (7th Cir. 1982), 544 F. 2d 1194 (7th Cir. 1975), *Feldman v. Allegheny Airlines, Inc.*, 524 F. 2d 384 (2nd Cir. 1975).
- [21] *Victor E. Schwartz & Kathryn Kelly & David F. Partlett, Prosser, Wade and Schwartz's Torts* 11th ed. 533-534 (2005), GLANNON, *supra* note 16 at 373.
- [22] RESTATEMENT OF THE LAW SECOND, TORTS 2d vol. 4 §913A (1979).
- [23] *Jones & Laughlin Steel Corporation v. Pfeifer*, *supra* note 18.
- [24] *DAN B. DOBBS & PAUL T. HAYDEN, TORTS AND COMPENSATION* 5th ed. 860 (2005).
- [25] *VINCENT R. JOHNSON & ALAN GUNN, STUDIES IN AMERICAN TORT LAW* 3rd ed. 207 (2005).
- [26] *ROBERT E. KEETON & LEWIS D. SARGENTICH & GREGORY C. KEATING, TORT AND ACCIDENT LAW* 4th ed. 684-685, 698 (2004).
- [27] 注 (13) に掲げた生田論文以降の主な文献として、Patrick J. Maxwell, *Computing Lost Future Earnings in Light of Jones & Laughlin Steel Corp. v. Pfeifer*, 12 FLA. ST. U. L. REV. 375 (1984), Alexander M. Waldrop, *Accounting for Inflation and Other Productivity Factors When Calculating Lost Future Earning Capacity*, 72 KY. L. J. 951 (1984), Gray A. Anderson & David L. Roberts, *Stability in the Present Value Determination of Future Lost Earnings: An Historical Perspective with Implications for Predictability*, 39 U. MIAMI L. REV. 847 (1985), Gray A. Anderson & David L. Roberts, *Economic Theory and the Present Value of Future Lost Earnings: An Integration, Unification, and Simplification of Court Adopted Methodologies*, 39 U. MIAMI L. REV. 723 (1985), Michael I. Krauss & Robert A. Levy, *Calculating Tort Damages for Lost Future Earnings: The Puzzles of Tax, Inflation and Risk*, 31 *CONN. L. REV.* 325 (1996), Ward S. Curran, *Present Value Analysis in Estimating Damages in Torts*, 72 *CONN. B. J.* 375 (1998)。参照：マインソカ州の「*Bealieu v. Elliott*, 434 *Am. Jur. 2d Damages* §130, §813, JAMES C. VAN HORNE, *FINANCIAL MARKET RATES AND FLOWS* 3rd ed. 79-102 (1990)。参照：この他、所得税の算入も重要な課題となっている。わが国の実務では、損害額算定の基礎となる収入は「税引き前の金額を用い、他方、損害賠償金には所得税は課されないから、算定上、所得税分が過剰賠償となっているともいえる。ただ、生活費控除が過大であるとの議論もあり、この点で事実上、所得税控除がなされているとすれば、マートルとして過剰賠償か否かは、すくには判断できない。本稿では、この問題は、問題点の指摘

のみにとどめ、取り扱わなうこととする。

[87] Ga. Code Ann., §51-12-13. ちなみに、このような立法は、極めて珍しい。先に紹介した従来のアメリカにおける通常の議論と異なる立法としては、中間利息控除の割合を合衆国財務省短期割引債の利率に連動させるアリゾナ州のような例がある (A. R. S. §12-589)。また、ミネソタ州は、一九八六年、類似の規定をいったん定めたが (Minn. Stat. §64.07)、二年後の一九八八年に廃止している (Laws 1988 c53 §5. See Karl A. Egge, *Legislatively Imposed Net Discount Rates: Minnesota's Tort Reform*, 3 J. FORENSIC ECON. 7 (1989))。なお、現在では、中間利息控除の割合に限らず利率が法定される場合には、さへこの立法例が「法定利率 (legal interest)」を合衆国財務省短期割引債その他の利率に連動させている (Day B. Dobbs, *Domus Law of Remunus* 2nd ed. (Practitioner Treatise edition Vol.2) 471 note 15 (1993))。

[88] Ga. Code Ann. §7-4-2.

[89] なお、ジョージア州では、未払いの損害賠償金に付す利息として年二パーセントが法定されていたが、二〇〇三年に改正され、連邦準備制度理事会によるプライム・レートを基準として計算される利率に三パーセントを加えた利率の利息を付すこととされている (Ga. Code Ann., §51-12-14)。

[90] 陪審裁判のときは、陪審が、陪審なしの裁判のときは、裁判官が事実認定を行う (田中英夫編集代表「英米法事典」(平成三年・東京大学出版会) 八六四頁)。

[91] Ga. Code Ann., §51-12-13.

[92] 以下、ジョージア州における中間利息控除のあり方の紹介部分は、Peter C. Eisenmann, *The Discount Rate in Georgia Personal Injury and Wrongful Death Damage Calculations*, 13 GA. ST. U. L. REV. 431 (1997) の記述に多くを負う。

[93] 一九七〇年の立法までの状況の概説は、Robert E. Cleary, Jr., *HARRIS'S GEORGIA WRONGFUL DEATH ACTIONS* 3rd ed. 285-286 (1998) の参照。

[94] 独立以前なので、「一応」このように呼んでおく。

[95] Ga. Code Ann. §7-4-2. <試訳>「法定利率 (a) (1) (A) 法定利率は、利率が書面による契約により定められていないときは、単利で年七パーセントとする。(以下略)」。ついで、Cleary, *supra* note 34 at 285 は、「初期の控除率が年七パーセントであったと説明する」。

[96] Eisenmann, *supra* note 33 at 432 note 3.

[97] *Id.*

[98] *Id.* at 432.

[99] Florida Cent. & P. R. Co. v. Burney, 26 S. E. 730, 98 Ga. 1 (1895).

- [41] *Central of Georgia Ry. Co. v. Moseley*, 38 S. E. 350, 112 Ga. 914 (1901).
- [42] ただし、平均余命表の使用法など、具体的にどのような方法により中間利息控除をするのかについては、依然として問題が残ったので、実務としては、裁判所は、相互の矛盾を避けるため、陪審に対し、適宜の方法により控除するとの説示のみを行い、どのような方法を用いるべきかには言及しなかったとされている (*Creary, supra note 34 at 286*)。
- [43] *Jones & Laughlin Steel Corp. v. Pfeifer, supra note 18*; *Greenbaum & Rose, supra note 14*; *Richard A. Posner, Law and the Theory of Finance: Some Intersections*, 54 *Geo. Wash. L. Rev.* 159 (1986); *Richard A. Posner, ECONOMIC ANALYSIS OF LAW* 6th ed. 192-196 (2003) 参照。
- [44] *Eisemann, supra note 33 at 435*.
- [45] *Id.* at 435-436.
- [46] *Standard Oil Co. v. Reagan*, 84 S.E. 69, 15 Ga. App. 571 (1915); *Western & A. R. R. v. Townsend*, 135 S.E. 439, 36 Ga. App. 70 (1926). どちらのシミュレーションにも上訴裁判所 (Court of Appeals of Georgia) の承認がある。
- [47] 135 S.E. at 441.
- [48] *Chesapeake & Ohio Railway Company v. Addie Kelly*, 241 U.S. 485, 36 S. Ct. 630 (1916).
- [49] *Eisemann, supra note 33 at 437-438*. 先に見たとおり、連邦裁判所及び多くの州裁判所では、中間利息控除の割合は、事実認定の問題として扱われている。
- [50] *Eisemann, supra note 33 at 438 note 38*.
- [51] *Bunch v. McLeskey*, 161 S. E. 128, 173 Ga. 545 (1931).
- [52] *Central of Georgia Ry. Co. v. Moseley*, 38 S. E. 350, 112 Ga. 914 (1901); *Florida Cmn. & P. R. Co. v. Burney*, 26 S. E. 730, 98 Ga. 1 (1895). 前者、*Western & A. R. Co. v. Davis*, 77 S. E. 576, 139 Ga. 493 (1913) を用いる。
- [53] 161 S. E. at 130-131.
- [54] *Eisemann, supra note 33 at 438 note 43*.
- [55] *Ga. Code Ann.*, §51-12-13.
- [56] 預金金利は、レギュレーション Q (Regulation Q) により規制されていたので、合理的に利用可能な市場投資の金利を反映したものでなかった。*Eisemann, supra note 33 at 440*.
- [57] 以上の結果により、*Eisemann, supra note 33 at 440*.
- [58] *Eisemann, supra note 33 at 440*.

- [59] それ以前にも、連邦法に基づき連邦裁判所に提起された訴訟において、生活費や税金についてはジョージア州法ではなく連邦法にかなう方法で控除しながら、中間利息控除の割合については、何らの説明なくジョージア州法を引用して年五パーセントを適用した事件 (Complaint of Farrell Lines Incorporated, 389 F. Supp. 194, 1976 A. M. C. 1684 (S. D. Ga.1975)) がある。
- [60] Piggly-Wiggly Southern, Inc. v. Tucker, 229 S. E. 2d 804, 139 Ga. App. 873 (1976).
- [61] Kitchens v. Hall, 156 S. E. 2d 920, 116 Ga. App. 41 (1967).
- [62] Federal Tort Claims Act.
- [63] 連邦不法行為請求法による事件における中間利息控除については、Fred S. McChesney, Problems in Calculating and Awarding Compensatory Damages for Wrongful Death under the Federal Tort Claims Act, 36 EMORY L. J. 149, 159-162 (1987).
- [64] Harden v. U. S., 688 F. 2d 1025 (5th Cir.1982).
- [65] Eisemann, *supra* note 33 at 443.
- [66] *Id.* at 443 note 78.
- [67] *Id.* at 446. 一般に、賃金は、生産性の向上とインフレにより (Eisemann, *supra* note 33 at 446 は、収入の増加は、実の増加 (real growth) + インフレ、すなわち、経済生産性の向上 (economy productivity) + 個人の生産性の向上 (individual productivity) + インフレ、に等しいとする) 上昇する。これらの要素は、経済状況により変化するので、全体としての上昇率も大きく変化する。ただ、不幸なことに、裁判官が経済的な用語法に不慣れなため、三つの賃金上昇要素の位置づけが不明確だとする。
- [68] Jordan v. Fowler, 123 S. E. 334, 104 Ga. App. 824 (1961).
- [69] Henry Grady Hotel Corporation v. Watts, 167 S. E. 2d 205, 119 Ga. App. 251 (1969).
- [70] Woods v. Andersen, 243 S. E. 2d 748, 145 Ga. App. 492 (1978). Henry Grady Hotel Corporation v. Watts, *supra* note 69 と同じタイプの決定であるようだ。
- [71] 243 S. E. 2d at 751-754, 145 Ga. App. at 496-503.
- [72] Johnson v. Penrod Drilling Company, 510 F. 2d 234, 1975 A. M. C. 2161 (5th Cir. 1975).
- [73] Higginbotham v. Mobil Oil Corporation, 454 F. 2d 422, 1977 A. M. C. 292 (5th Cir. 1977).
- [74] 545 F. 2d at 436-437.
- [75] Jones & Laughlin Steel Corporation v. Pfeifer, *supra* note 18.
- [76] Eisemann, *supra* note 33 at 450 note 118.

- [77] Id. at 451.
  - [78] Id. at 452.
  - [79] *Dobbs, supra* note 28 at 471.
  - [80] *Ca. Code Ann.* §7-4-2.
  - [81] 2-7-0-2857.
  - [82] ただし、昇給については、「客観的に相当程度の蓋然性をもって予測される昇給の額を算出することができる場合にはその限度で」昇給等を認めてもよいとするのが判例である（最判昭和四三年八月二七日判時五三三号三七頁）から、例外的に認められる場合がある。他方、ペーアップについては、否定的だとされている（東京地判昭和五一年二月一九日交民九卷一四二四五頁）。
  - [83] 新美・前掲注（12）三三頁以下。
  - [84] 尾島・前掲注（5）二七三頁以下。本稿では、前稿で論じた部分は、繰り返しとしないようできるだけ限り省略するので、あわせてこちらを参照いただければ、幸いである。
  - [85] 関後彦「民事・商事法定利率制度論―固定法定利率性と変動法定利率性―」法学四四卷二号二〇頁以下（昭和五五年）、小野秀誠「利息制限法と公序良俗」（平成二年・信山社）四七〇頁以下、加藤・前掲注（12）三五頁以下参照。
  - [86] 異なる観点からの批判として、三上徹「法定利率に対する疑問」金法一七五一号四頁以下（平成一七年）参照。
  - [87] ただし、中村・前掲注（12）一三三頁参照。
  - [88] 実質利率の法定を示唆するものとして、前田・前掲注（12）四六頁。
  - [89] ただし、注（82）参照。
  - [90] 丸山・前掲注（12）一七八頁。
  - [91] 新美・前掲注（12）三三頁。
  - [92] 尾島・前掲注（5）二七三頁以下。
- 本稿は、平成一八年度（独）日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））の交付を受けた研究の一環をなす研究につき、その研究成果の一部を公表するものである。

〔平成一八年二月〕

〔追記〕 参校の段階で、大島真一「ライブニッツ方式とホフマン方式」判ター二二八号五三頁以下（平成一九年）に接した。

〔平成一九年三月〕